

令和6(2024)年度 とちぎ即戦力外国人材受入強化・活躍促進事業 業務委託 仕様書

この仕様書は、栃木県（以下、「委託者」という。）が委託する「とちぎ即戦力外国人材受入強化・活躍促進事業」業務（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務の名称

令和6(2024)年度 とちぎ即戦力外国人材受入強化・活躍促進事業 業務委託

2 委託業務の目的

人口減少に伴う国内市場縮小と少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む現代社会において、県内企業が生産性の向上、経済のグローバル化等に対応していくためには、外国人材、とりわけ高度な知識や技術を有する外国人材の活用が重要である。

そこで、令和5年知事トップセールスにおいてFPT大学とハノイ工科大学を訪問し、高度外国人材に係る情報交換を行うなど、県が関係構築に取り組んできたベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）において、現地学生等と県内企業とのマッチング及び内定学生に対する入国前の日本語教育等を実施することで、国際的な人材獲得競争が激化する中においても、県内企業の即戦力となる高度外国人材確保の受入強化・活躍促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月31日まで

4 委託業務の内容

受託者は、上記2の委託業務の目的を果たすために、栃木県産業労働観光部国際経済課と連携し、以下に定める業務を行う。また、その他、栃木県への高度外国人材の受入促進に寄与する業務について、提案等を行う。

(1) 企業・学生募集

ア 対象となる県内企業

栃木県内に本社または事業所がある企業 定員5社

イ 対象となるベトナム人材

- 日本での就職や現地日系企業への就職に関心を持つベトナム国内の大学に在籍する学生及びベトナム国内の大学の既卒者
- 日本において「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格で就労するための学歴・経験要件を満たしている求職者

ウ 主な業務

- 参加企業の募集をすること。

なお、受託者は参加企業を募集する際に、1社あたり75万円の負担金が発生するこ

とを明示すること。また、負担金については、委託者が参加企業に直接請求するものとする。

- 参加企業から採用したい学生の能力などの条件を聴取するとともに、会社概要や求人票の作成を支援し、ベトナム語翻訳資料を作成すること。
- 参加企業に対し、当日の流れ等について、事前レクチャーを実施すること。
- 選考会全体の進行管理、司会進行、通訳対応等を行うこと。

(2) 選考会の実施

ア 目的・概要

県内企業等への受入れ促進のため、合同説明会を開催するなど、県内企業とベトナム人材のマッチング機会を提供する。

イ 開催方法

- 受託者が別途行うマッチング機会を活用することを可能とする。県内企業へのマッチング機会を十分に提供するため、受託者はベトナム国内大学とのネットワークを有することが望ましい。ただし、活用方法については、事前に委託者と協議の上、決定すること。
- 原則としてオンラインでの開催とする。ただし、対面またはハイブリッド方式での開催を希望する際には、事前に委託者と協議の上、決定すること。
- 別途、学生の採用が決まった県内企業とベトナム人材との合同交流会をベトナムで開催すること。開催内容は、受託者が提案し、委託者との協議により決定するものとする。

(3) とちぎ就職プログラムの実施

ア 目的・概要

基礎的な日本語学習と栃木県の文化経済等の理解促進のため、ベトナム人材に対して合計 600 時間程度のとちぎ就職プログラムを実施するとともに、進捗状況の確認等、受講中の学生等と企業との連絡調整を実施する。

イ 参加対象者

令和 7（2025）年 4 月時点で県内企業に就職を予定している者

ウ 主な業務

以下の内容を学習できる機会を提供すること

- 日本語能力 N 3～4 程度の習得
- 栃木県の文化経済等の理解促進
- 各業界の専門用語
- 日本の商習慣
- その他、「イ 参加対象者」が栃木県に円滑に就職するために必要な知識など

エ 開催方法

同プログラムが円滑に運営できるよう講師の手配その他必要な準備を行うこと。なお、

ベトナムにおいて対面で実施する場合は会場の手配、オンラインやハイブリッド方式で実施する場合は、通信機器を手配すること。

(4) 企業及び内定学生等の渡航支援に係る業務

ア 目的・概要

(3) イの者がスムーズに日本へ渡航できるようにするため、企業及び学生等の入国に係る書類作成などをサポートする。

イ 主な業務

在留資格申請書類や査証（ビザ）発給関連書類の作成・提出について、企業等及び内定学生等からの相談に対応する。

5 実施スケジュール

概ね次の実施スケジュールに従って業務を進めること。

令和6（2024）年5月～7月：企業・学生募集

7月～9月：選考会

8月～1月：とちぎ就職プログラム

10月～2月：企業及び内定学生等の渡航支援

12月～ : 企業就職

6 委託料に含む費用

本事業の経費区分は次のとおりとする。なお、出展者から徴収する項目や費用については、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、明らかにすること。

(1) 委託者からの委託料に含まれる費用

本事業実施に伴う受託者の人件費及び旅費、印刷製本費、通信運搬費、広報料、消耗品費、保険料、会場等借上料、ブース設営料、講師謝金、参加企業1社につき1名分の通訳料、その他委託者が必要と認める経費。ただし、県職員2名程度のベトナムへの渡航費・交通費・宿泊費（目安：2泊3日分）を含めることとする。

(2) 委託者からの委託料に含まれない費用（選考会開催にあたり県内企業の要望に応じて個別に徴収することを認める費用）

参加企業1社につき2人目以降の通訳料、プレゼン資料等の翻訳料、映像・機器レンタル料、在留資格申請代行サービス、選考会以外の個別面接会準備費用、本事業以外の採用予定者への日本語教育費用、その他委託者が必要と認める経費

(3) 県内企業の自己負担とする費用

渡航費（対面開催の場合）、通信費（オンライン開催の場合）、交通費、宿泊費、食費等

7 精算及び支払いについて

(1) 委託料の支払いについては、本事業に参加する企業数（定員5社）を確定させる必要が

あるため精算払いとする。

- (2) 精算払い時において、本事業で県内企業がベトナム人材に対して、内定に出すに至らなかった場合には、1社あたり50万円減額する。

8 業務報告等

受託者は、業務完了報告書を令和7(2025)年3月31日(月)までに委託者に提出することとする。また、業務完了報告書のほか、委託者が必要と認める時は、委託業務内容の把握等の参考になる関係書類を速やかに委託者へ提出することとする。

なお、上記報告書の様式及び具体的な記載内容については、別途委託者と協議の上、定めることとする。

9 その他

- (1) 委託業務の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 受託者は、本委託業務の執行上知り得た情報等を他に漏らしてはならず、委託期間終了後においても同様とする。また、本委託業務完了の際は、委託者への業務完了報告を速やかに行うとともに、入手した情報、データ及び資料等は、全て委託者に提供する。なお、これらの著作権は全て委託者に帰属するものとするほか、委託者は自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるとともに、関係機関への提供等、二次的な利用もできるものとする。
- (3) 本委託業務に係る費用は、本仕様書において委託者または利用者が負担する旨の特別の規定がある場合を除き、原則として受託者の負担とし、委託者に請求することはできず、利用者からも費用を徴してはならない。
- (4) 本委託業務に係る予算が年度途中で全て執行された場合は、委託期間の最終日を待つことなく終了する。
- (5) 入札時に提出した企画提案書等の資料に記載のある内容については、原則として全て契約の内容に含むこととし、その履行も確保する。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた事項等については、委託者と受託者が双方協議の上、定める。